

平成28年第1回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

平成28年7月13日 開会

}

平成28年7月13日 閉会

吉田町議会

平成28年第1回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (7月13日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	1
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	2
○町長挨拶	10
○議長挨拶	13
○閉会の宣告	13

開会 午前 9時00分

○議長（大塚邦子君） 本日ここに、平成28年第1回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（大塚邦子君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） きょう皆様に審議してもらう議案は、この町のシーガーデンシティ構想、最終的には安全と、それから、にぎわいの両立を図る議案の最初の議案でございます。ぜひともよろしく御審議していただきますよう、お願い申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（大塚邦子君） ただいまの出席議員数は13名であります。

ただいまから、平成28年第1回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会へ説明員として委任または囑託され出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大塚邦子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、2番、三輪美由紀君、3番、大石巖君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大塚邦子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りとすることに決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎議案第 38 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第 3、第 38 号議案 平成 28 年度農山漁村地域整備交付金吉田漁港多目的広場盛土工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成 28 年第 1 回吉田町議会臨時会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、契約の締結について 1 件でございます。

それでは、議案につきまして御説明申し上げます。

第 38 号議案は、平成 28 年度農山漁村地域整備交付金吉田漁港多目的広場盛土工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、吉田漁港を初め、その背後地の保全機能を高めるとともに、水産振興によるぎわいを新たに創出するシーガーデンの主要な施設として、防災機能と水産振興の役割を兼ね備えた吉田漁港、東防波堤の住吉地先に整備いたします多目的広場の盛土工事につきまして、一般競争入札により、契約金額 1 億 7,334 万円で、吉田町大幡 2130 番地、大石建設株式会社代表取締役、大石 卯吉と請負契約を締結することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

以上が、上程いたします 1 議案の概要でございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。それでは、御審議のほど、よろしく御願申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

担当課長から詳細なる説明をお願いいたします。

産業課長、中山孝宏君。

〔産業課長 中山孝宏君登壇〕

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

産業課から、臨時会に上程させていただきました第 38 号議案 平成 28 年度農山漁村地域整備交付金吉田漁港多目的広場盛土工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の 1 ページ、2 ページと、参考資料のナンバー 1 を合わせてごらんいただきたいと思っております。

参考資料の 1 ページ、入札に至るまでの経過でございますが、5 月下旬に建設工事实施伺

いの決裁後、制限つき一般競争入札により入札を実施するため、入札参加資格委員会におきまして資格要件の決定を受け、6月3日、入札公告をいたしました。6月6日から6月13日までの募集期間に10社の申請があり、6月15日開催の入札参加資格委員会において審査が行われました結果、この10社の入札参加資格が確認されましたことから、入札参加資格確認経過通知書と設計図書を送付いたしました。

その後、質問書の提出とその回答の縦覧を経まして、7月5日に町民ホールにて入札が執行されました。入札の結果、大石建設株式会社が1億6,050万円で落札し、7月8日、落札額に100分の8を加えた金額であります1億7,334万円で仮契約を締結しております。

なお、工期につきましては、7月14日から平成29年2月28日までとしております。

参考資料の2ページの工事等概要書をごらんください。

計画概要でございますが、計画面積は4万1,600平方メートル、天端部分に設けます多目的広場の面積につきましては2万6,000平方メートル、施工延長としましては、東西に約530メートル、南北には、広いところで約70メートル、狭いところで約20メートルでございます。また、計画盛り土高は、想定されるレベル2津波の越流しない高さ、海拔10メートルでございます。

続きまして、工事内容でございますが、参考資料の3ページの全体計画平面図及び4ページの計画平面図をあわせてごらんください。

3ページは盛土工事の全体計画平面図でありまして、図面の下側が海、南方向で、上側が陸、北方向、左側が東防波堤、それで、西方向になります。右側につきましては、第9陸閘方向、東方向になります。

4ページは、本工事の施工箇所を拡大しました計画平面図でありまして、図面の見方としましては、全体計画平面図と同じでございます。

本工事の施工につきましては、測点ナンバー21プラス11.5から測点ナンバー37プラス3.55までの施工延長312.05メートル、施工面積1万6,270平方メートルの範囲をTPプラス10メートルまで盛り土する工事でございます。

工種としましては、掘削工4万5,000立方メートル、盛り土工7万1,400立方メートル、のり面成形工8,450平方メートルが主な施行内容でございます。また、盛土工7万1,400立方メートルの内訳としましては、現場に仮置きしてございます公共残土が4万500立方メートルで、購入土が3万9000立方メートルであります。

参考資料5ページの縦断面図につきましては、施工箇所を東西に切断した図をあらわした図面でありまして、平面図とは向きが反対になりますが、図面の左側が第9陸閘で東方向、右側が東防波堤で西方向となります。図面の中央より少し上の部分にTPプラス10.0と記載がありますが、このところの実線が計画盛り土高の印でございます。

6ページから10ページまでは横断面図でありまして、各測点ごとに南北方向に切断した図をあらわした図面となっております。

工事概要については以上となります。

なお、今回この請負契約を本契約とするため、地方自治法第96条の議決案件の規定により、吉田町が定めた議会の議決に付すべく契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、議会の議決に付すべき契約として、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負という規定に基づき、本工事、請負契約の締結について議会の議決をお願いするものでござい

ます。

以上、第38号議案の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚邦子君） 以上で上程議案の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催いたしますので、議員及び当局の皆さんは第2会議室にお集まりください。

休憩 午前 9時12分

再開 午前10時21分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、休憩前に続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名です。

引き続き、第38号議案 平成28年度農山漁村地域整備交付金吉田漁港多目的広場盛土工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

先ほど全協で、購入土についてですけれども、どこの土でも、落札した業者がその場所を決めて購入するというので理解はいたしました。その中で、副町長がそういう話をしてくれたわけですけれども、土の良質というか、物がいいとか悪いという判断、これはどのようにして判断するのか。場所のことは理解しましたが、質まではちょっとよくわからない、その辺はどうするかお伺ひいたします。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 購入土の質ということなんですけれども、業者から材料承認が出てきて、それを見て判断、それから現場で、実際購入する箇所に行きまして、物も確認したいと思っております。それで、現場にある公共残土と合うような形、粒度等を考慮しながら、判断をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

今のお話を伺って、今の質問については理解はいたしました。あと、現場に今ある公共残土ですね。このほうの土の性質というか、物自体が、新しく買うところと今比べて、合うようにということをございしましたが、ある程度うまく攪拌して使えばいいと思いますけれども、その上に載けると、物自体が違わずれる可能性が、幾ら転圧しても物が違うものですか

ら、悪く言えば水と油というんですか、そういう形で、分離というんですか、うまくなじまないということもあると思いますが、その辺もしっかり確認して、購入土を決めるということによろしいかどうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） そのとおりでございます。それを加味して、購入土を決めていきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

それじゃ、現場の今ある今現在の土は、命山に使ったということで聞いているものですか、大変いい土だなというふうに思いますけれども、これは今回の盛り土に適しているという、そういう判断によろしいかどうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 受け入れするときに、その辺、土質のほうを確認してございますので、盛り土工事に関して合っているということで判断しております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

あと、業者のほうで、悪い言い方をすると、自分の工事をどこかの土を、もしかしたらまじえて搬入する可能性もなきにしもあらずと、疑ってかかっているわけです、疑って、本来は申しわけないですけれども、もしかしてということで、今質問しているわけですけれども、こういうものがあると困るものですからね。実際、ちゃんとした土場から規定の数量を買ったよという、そういう確認ですか、そういうものはどのような形で行うのか、ちょっとお伺いします。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 現場で担当が確認したり、材料検収等があるものですから、定期的にそういった確認もできると思いますので、その辺は徹底していきたいと考えております。

以上です。

○11番（八木 栄君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

先ほどはありがとうございました。

その中で、これから、今契約が決まって、この契約が前へ進んでいくわけですけれども、その中で、設計の発注、契約の見積もりですか、発注をするときに、安全に対する町からの指導とか管理とか、管理の計画に関しては、どのような指導のもとに積算というか、この工事は進められていくわけですか。

○議長（大塚邦子君） 山内議員、質疑の内容を変えてください。

山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

端的に言いますと、発注の中でするときに、当然、安全に対する指導であるとか、町からの指導であるとか、管理であるとか、管理の傾向とか、そういうものに対しての指導とか、そういうのというのは、町はどのような形で行っているのかということをお聞きします。

○議長（大塚邦子君） あくまでも、契約の請負、請負契約の締結の議案ですので、そこに、関連質問はできませんので、契約の金額の中での質問となると思いますが、そのあたりで質問を変えられますか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 中で聞いたかったのは、要するに安全に対して、そういうものに関して、発注するに当たって、安全とかそういうものは、どういうふうな形で、町のほうでは指導とか、そういうのがあるんですかということを知りたいです。特にないですか。

○議長（大塚邦子君） 塚本理事。

○理事（塚本昭二君） 反問も入るかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。

この議案に対して、どういう確認なのかがよくわかりませんが、工事の施工に関しては、建設業法を初め、いろんな諸規定があるわけでございます。その中で、請け負っていただく業者も、全てそういうものを承知した中で、請負を申し出ているわけでありまして、安全管理については、工事打ち合わせの中で十分打ち合わせを行います、基本的なものは約款等にも出てまいりますし、基本的な工事のルールの中で達成されているというふうに思っております。

また、そこで安全を欠いた工事をした場合の措置というのも当然あります。そうしたことを前提とした公共工事でございますので、そうしたところでお含みいただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） すみません、内容がちょっとわかってきました。

聞いたかったことは、これに関して、当然、搬入が非常に大きな意味を持つわけですよね。非常に大きな、契約の中での。そのときに、通行とか、そういう安全に対する指導とか、そういうのはあったんですかということですか。

○議長（大塚邦子君） 塚本理事。

○理事（塚本昭二君） 先ほど全協の中でもお話をしましたとおり、まだ土砂の採取場所も決まっていない状況でございますし、搬入の工程についても、まだこれから打ち合わせをしていくという中において、当然、安全に工事、事業箇所まで土砂を搬入していくというのは当然のことでございますので、業者と町との間で、十分そうした安全面の配慮というのも行っている打ち合わせをしていくというところで、安全を確保していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

いよいよ、1丁目1番地の第1号が始まるということで、議員として非常に誇りに思っております。

私がお聞きしたいのは、町の中で予定額1億8,300万円の見積もりが出たということだったんですけれども、先ほど全協の中で、塚本理事のほうで、のり面、盛り土の強化のことで一つ確認したかったんですけれども、何カ月か前に浜松の防潮堤を見学に行ってきました。そのときに、浜松の防潮堤はL2レベルで、13メートルの防潮堤をつくってありまして、工法・工事がRC工法といいまして、1メートル、1立米当たり40キロのコンクリートを入れまして強度を図って、私もハンマーでたたいたんですけれども、非常に強い強度を持った防潮堤が完成されていました。

今回お聞きしたのは、のり面、強度に関しては、後でという話を先ほどの全協でも説明あったんですけれども、もちろん現地の地質のボーリング調査もされていたと思うんですけれども、それを鑑みて、のり面強度は、ただ土を盛っただけではなくて、のり面は後でやったほうが、積算的に金額も安く済むという計算で、強度は後にしたということでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（大塚邦子君） 塚本理事。

○理事（塚本昭二君） のり面の加工をどうするかという点でございますけれども、まず、浜松の例を出されましたけれども、ここについては、設計思想がどうであったかは承知しておりませんが、全体に強度を持たせるような、そういう構造物を最初から考案されて、つくられたものだというふうに承知しております。

それで、東日本大震災からいろいろ検証されていて、また、大きく技術的に検証されようとしているのは、ここの駿河海岸の保全検討委員会が、いろんな実証実験を行っていく中で、津波に対して、どういう構造物であれば持ち応えるのかということで、模型実験も行われている中で、コンクリートの構造物にしなくても、越流をしない限りにおいては、かなりの、かなりというか、まだ試験の結果、全体が出ていないものですから、そうしたコンクリート構造物にしなくても十分耐え得るというようなところも出つつありますし、そうした中で、越流をさせないというところに焦点を当てていけば、あとはのり面が自然で、土羽であれば、ちょっと雨で浸食されたり、風で、あと潮もありますし、そういうところをどうやって、その構造物を保存するのにどういう状態が一番いいのかということ、管理面も含めて考えていかなければいけないので。

また、今回の工事に合わせて、のり面を最終断面にしていくまでの必要はないものですから、後においても当然、落ちついた状態で、のり面の加工をしていくということも可能であるということ、これを鑑みまして、そうした保全検討委員会の実験結果なども踏まえて、最終的にどうしていこうかということで、設計に反映しようとしているところでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） ありがとうございます。

そうすると、今現在の工事・工法に関して、ベストの状態での工事を望んだ金額が、この1億8,000万円のそのほかの見積もりということで考えてもよろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 塚本理事。

○理事（塚本昭二君） 現在、いろんなデータを踏まえて、できるだけ安価に安全なものをつくっていくという設計思想の中で割り出した、今のベストの状態だというふうに思っております。

また、コンクリート構造物であれば、こんな費用ではとてもできるものではないということをお含みいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

入札の関係であります。制限つき一般競争入札という形で、1,000点以上の業者ということで制限をつけたということと、静岡県内に本社があるところということで聞いたわけですが、公共工事ですね、今回の落札した業者は吉田町内でございますけれども、吉田町内には、それ以外にも土木業者はいるわけございまして、地域創生的な観点から考えたときに、この工事の1,000点で切った理由というのが、町内の幹線道路及び、そういった道路も含めて、そういった経験のある業者も、ほかにもいると思われるものですから、盛り土工事であるということ考えたときに、津波避難タワーのような特殊な能力が必要な工事とは違って、盛り土工事といった形で考えたときに、もう少し町内の業者が参加しやすいような形で、1社入っていますけれども、全く入っていないというわけではありませんけれども、もう少し広くできるような格好というのはできなかったんでしょうか。1,000点で切った理由を教えてくださいと思います。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） ただいまの資格要件の1,000点、総合評定値1,000点ということですが、工事内容を考えまして、7万1,000立米という、かなりの土量を使う工事であるということ、あと、現場に関しまして、仮置き土を利用する、また今後、仮置き土が入ってくるということを考えまして、現場の調整力、管理能力ということを一番重要視しまして、1,000点以上というふうに判断をして、今回、資格要件を設定したところでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

そうしたとき、今後この工事が、冒頭の町長の御挨拶にあったとおり、シーガーデンにつきまして、今回が第一歩でございます。そういったことを考えたときに、これから大きな金額がこの地域に落とされたときに、安全防災とともに、にぎわいづくりということ考えたときに、やはり町内の業者の人たちも、それ相応の公共工事という形で、その恩恵を受けて、それが町内の中でぐるぐる回ってくるような形になれば、地域もにぎわいが出てくると考えるわけでございます。

そうしたときに、地元の業者を育てることで、JVとか、ここのところずっとJVをやっておりますけれども、JVの方法もあるだろうし、1,000点という形で切らなくてもいいような形で合うと思うんですけれども、それでやりますと、これと同類の直轄海浜回廊の背後地の工事等も含めて、なかなか地元の業者が入っていきづらくなるのではないかなということを懸念するわけでありましてけれども、そういった地元対策の面というのは御検討はされなかったということですか。

○議長（大塚邦子君） 塚本理事。

○理事（塚本昭二君） この工事が、まずどういう条件にするかというのは、その工事の内容

によって、それぞれ判断されるべきものだというふうに思っておりますし、でき得れば、地元業者ででき得るものは地元業者へということは念頭に置いておるわけでございますが、ただいま産業課長から説明があったとおり、今回の、もう既に公共残土もある中で、それと搬入土とミキシングした形で安定的に盛り土をしていくというような、一度に工程的に3工程ぐらいを同時に動かしていかなきゃいけないという、そういう工事工程になってまいります。

そうしたところから見ると、やはり、その工事の管理能力のあるところというところで判断をしておりますので、今後の工事の内容によって、どういう条件がいいのかというところで、私どもとしては、地元が潤うというのも当然考えなければいけないんですが、工事がちゃんと適正に設定された条件の中で行われると。ましてこれが、国庫補助を受けての事業になりますので、そうしたさまざまな条件を考えた中で、適切な判断をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

御答弁の内容を理解しましたので、今後、地元対策も含めてということであります。

都市防災の事業におきましては、なるべく下請さんというんですか、2次、3次下請にしましては町内業者を使うような形でということで、前にいらっしゃいました梅村理事が、地元業者をなるべく使うような形で指導するよということは、この定例会の中で御答弁いただいたんですけども、地元の業者の方が落札されたので、そういった形になると思う、というのはちょっとわかりません、なるかどうかは、またその落札した方の判断であるんですけども、そういった形で、これから事業が始まっていきますので、そういった形で、地元をなるべく使うということで、指導というのは今後においてもなされますか。

○議長（大塚邦子君） 塚本理事。

○理事（塚本昭二君） 町長の冒頭の挨拶でも、シーガーデンの始まりだということで申し上げましたけれども、今後、海岸部においては、いろいろな工事が出てまいります。にぎわいにかかわるようなものも出てまいりますので、そうした中で、いろいろなかかわりは持ってもらえると思っておりますので、直接的に元請としての受注機会があるかどうかは明言はできませんが、いろんな形で御協力をいただけるような機会はあるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○10番（藤田和寿君） 了解。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎町長挨拶

○議長（大塚邦子君） 以上で、平成28年第1回吉田町議会臨時会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様には、冒頭に私のほうからお話し申し上げますけれども、いよいよ1丁目1番地であるところの外周防御に入ります。

皆様御承知のとおり、津波防災まちづくりは、ハード整備に関しましては、町民の皆様の命を守る対策と。それから、もう一つは、町民の皆様の財産を守り、企業の皆様の生産活動の対策と、この2つに分かれます。

きょう皆様に議決していただきましたものにつきましては、基本的には、町民の皆様の財産を守り、そしてまた、企業の皆様の生産活動を守るというものでございますけれども、皆様御承知のとおり、命を守る対策につきまして、最悪の事態に備えるものでございますけれども、これは、この9月に完成いたします防災公園でもって、基本的には終わります。

いよいよ終わりと始まりが、この時点で行われるわけでございますけれども、ぜひとも議会の皆様をお願いしたいことがございます。議会の皆様の意思というのが、非常に私には見えづらいものでございますので、6月の議会で藤田議員の質問に対して、私、お話し申し上げようとしたら、後ろにおられる議長から発言をとめられましたので、それはお話しできなかったんですけれども、私がお話しできるのは閉会の挨拶ぐらいのものでございますので、そういう機会を通じて、皆様にお話し申し上げたいと思っております。

皆様は当然のことながら、一般質問であるとか質疑等々を通じて、基本的には、私のやっている行政のさまざまな事柄に関して、町民の立場から審議されるわけでございまして、それは当然のことでございますけれども、私は、議会の皆様のさまざまな議員活動、議会活動を含めて、何もできませんので、改めて皆様にお話し申し上げたいと思っております。

皆様は、私が、いよいよこれからは防潮堤の工事に差しかかりますよと言ったとき、さっきの議会でございますけれども、当然のことながら、東日本の、いわば防潮堤の問題もございますので、ぜひとも今後、吉田町がやる防潮堤の整備等について、ぜひとも議会の皆様も見ていただきたいと。そのような御意思があれば予算化をいたしますと言ったら、何度も申し上げますけれども、何で行かなきゃならないんだねと言われたんですよ。実質的には逃避でございますよ。

〔発言する人あり〕

○議長（大塚邦子君） 静粛をお願いします。

○町長（田村典彦君） そして、さきの町長選挙において、一般新聞、とりわけ静岡新聞が使っている言葉でございますので、私が使っている言葉ではございませんが、マスコミ用語としても定着しておりますので、反町長派議員ですか、私の対立候補を応援されたんです。別に、私の対立候補を応援していただいたとは私は言ったことございませんで、応援するのはやぶさかではございませんけれども、皆様御承知のとおり、選挙公報も、相手候補のパンフレットも、この町の喫緊の問題である安全の喪失に対して一切触れておりません。ある意味においては、対立軸は基本的には、そのようなものは、極端に言うなら、公約に掲げていないわけですから、全くやる気のないというふうなこと受け取っても、これは別に問題ないわけですよ。

そういうようなことであれば、基本的に、皆さんが東北の防潮堤の視察を拒否された理由もよくわかりますし、基本的には、うちは外周防御は要らないんだよというふうなことやったことがあると思っております。

そして、私が町民の皆様の支持を受けて、新たにまたこの場所に立っているわけでございますけれども、藤田議員の一般質問通告書の要旨の部分に、こんなことが書いてございます。「その整備は豊かで勢いのある町を目指す魅力ある町づくりとして、多くの町民はもとより、町外の方々からも大きな期待をされている事業でございます」と。藤田議員、これ、賛成されているんですよね。賛成されているにもかかわらず、さきの町長選挙においては、全くこんなことに触れない議員を応援すると。

〔発言する人あり〕

○議長（大塚邦子君） 御静粛に。

○町長（田村典彦君） そういうことについても、皆様にもお話ししたことございますよね。私の町政に結果がある以上、皆様は当然のことながら、相手候補を応援されるわけですから、ぜひともそれについて、一般質問なりやっていただきたいと。今もって何もありません。有権者に対して、皆さんは説明する義務があるんじゃないですか。

それと同時に、25年1月の安倍内閣がつくった大型補正予算で、私がお金を持ってきましたけれども、そのとき藤田議員は、離れわざといって、これ以上の褒め言葉はないと思うんですけれども、本当に賞賛をしてくれたんですよ。町長、離れわざをやっているよ。

きょう皆さんが議決していただいたこの事業も、これは離れわざです。普通ではこんなことはできません。そもそも国が、皆様当然のことながら、目を通されていると思うんですけれども、東日本大震災が終わった後、中央防災会議に東北・太平洋沖地震に関する調査委員会が設けられました。その最終報告書が25年5月に出ています。皆様、目を通していませんか。恐らく、全く目を通されていないと思うんですよ。何て書いてあると思いますか、防潮堤の整備について。基本的には、原則としてレベル1ですよ。たとえ防潮堤の整備とは関係ない漁港の地先の問題も、海拔プラス10メートルです。こんなもの、国が認めるわけないです。

それも基本的には、駿河海岸整備検討会、当然その前に、さまざまな形で国に働きかけをしましたが、そこで基本的には、レベル2の津波に対する防潮堤の整備というものが決まったからです。これも今言った、東北・太平洋沖地震に関する調査委員会の最終報告書を読めば、いかに私が、極端なことを言うならば、離れわざをやったかわかりますよ。選挙

があったからじゃないですよ。皆さんは選挙において、私のことに対して、否定の態度でやったわけです。だったら、何度も申し上げますけれども、私の町政について問題があったわけですから、一般質問されたらどうですか。

きょうのいわば、入札の問題等につきましても、藤田議員、ずっとこれまで言っていますよね。私の抽せん型指名競争入札について問題がある。一般質問されたらどうですか。

それから、私は直接、業者の選定には一切かかわりありません。当然のことながら、そういう委員会がございますので、そこでされます。私は一切関係ございません。そういうところのことについて、議員が町内業者を入れろとか、そんなことを言うのはおかしいと思いませんか。それは一般質問で聞くべきじゃないですか、はっきり言って。書いてあるでしょう。

きょう、うちの副町長も、それから塚本理事も、皆さんにお話ししたはずですよ。きょうの議決が何を求めているのか。皆さんのように全く見当違い。質疑と質問は違うんですよ。それがわからない。後ろにおる議長にもお願いしたいんですけども、基本的に質疑と質問は違いますので、そういう問題が出た場合には、当然、発言について、議長としてコントロールしていただきたい。それが議長の務めであると私は思っております。

いよいよこれから、物すごい金額の工事が始まってきます。いろんな意味で、国のほうに行く機会が多くなります。本当に、この15日も来週も東京です。日帰りですけどもね。時間があれば、東京へ大阪へ行くことが多くなります。1丁目1番地のこの工事、最終的には大井川の堤防の問題、それから港の問題、西側の坂口谷川の問題、全て外周防御の問題です。

この問題を解決するには、うちの町がひっくり返ったって、それに要する費用なんていうのは出てこないですよ、はっきり申し上げて。皆様にぜひともお願いしたいのは、私が今進めておりますシーガーデンシティ構想に積極的に賛成していただいて、ぜひとも私をこき使ってください。東京へどんと行くと、どンドン行って、よりよい条件で、この町にさまざまな財源を手当てしてこいと。これ、皆様の仕事でございますよ。

実はきのう、寿大学でさわやかクラブの皆様に、シーガーデンシティ構想のお話をしました。やんやの喝采でございました。議会の皆様という質問は別になかったから、答えませんが、議会の皆さんも当然のことながら、町民の皆様もやんやの喝采で、これをぜひとも実行してくれと。これがあって初めて、この町の安全が確保される。それで、にぎわいが生まれてくると。企業は進出し、豊かで勢いのあり、そして心を魅了する町ができ上がってくるわけです。

これまでの町づくりのプログラムが変わったんです、はっきり申し上げて。ぜひとも皆様に理解してもらいたい。豊かで勢いのある町は、これまでやってまいりましたし、今後ともやっていきます。これに、心を魅了するという、いわば観光空間をつくる。この町をバージョンアップすると、これがシーガーデンシティ構想という、一つの構想としてあらわれてきているわけです。

ぜひとも議会の皆様には、以前こんなことを話したことがございます。積極的に賛成はしてくれなくても、せめてお願いすることは、足を引っ張らないでもらいたいと。今でも皆さん、覚えておられると思いますけれども、できれば積極的な応援をしていただきたいと、こんなふうに思っております。

臨時会の閉会の挨拶として、皆様にこれをぜひともお話し申し上げたいと思ったものから、今、かような形でお話をさせていただきました。皆様と一緒に、この吉田町、町の発

展と町民の福祉の向上を頑張りたいと思っておりますので、ぜひとも今後とも、実りある叱咤激励をお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（大塚邦子君） 本臨時会におきましては、予定された議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く御礼申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（大塚邦子君） これで、平成28年第1回吉田町議会臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

閉会 午前11時00分